

No.23 特支委員会組織専門家チーム (特別支援の組織と判断)

義高 互

平成24年7月13日(2012年)

特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告

特別支援教育

- 「共生社会」＝互いを認め全員参加できる社会
- 特別支援教育＝「合理的配慮」でインクルーシブ構築
- インクルーシブ教育システム＝共に学ぶ場の個別教育的配慮

教育支援委員会(旧 就学指導委員会より変更)

- ・子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障
- ・就学在籍等 支援の保証 教育的ニーズ、本人・保護者の意見重視で決定
- ・地域と保護者の意見が隔たる場合は有識者組織を活用

＊インクルーシブで教育的ニーズにどう応えるか(校内で誰にどう支援するか)

・委員会に設置された専門家チームの目的

- LD, ADHD, 高機能自閉症の教育的対応の可否判断、助言
(例:LD要素への教育的対応の判断と助言、診断は医師がいる場合＝医師法)
- 教育的対応の意見
- 支援体制の助言
- 校内研修支援
- 専門的説明

教育的対応を伴わない判別、根拠を伴わない分類判断、医師以外の診断＝×

判断手順概略

- ・知的能力の評価
- ・認知能力のアンバランス
- ・教科の学習に関する基礎的能力の評価
校内委員会から提出された資料、学力検査等の結果から特徴を把握
- ・心理面・行動面の評価
校内委員会から提出された資料、行動観察から心理・行動面の特徴を把握
- ・医学的な評価
保護者へ助言にて医療機関の受診を勧め、収集した情報に基づき判断
行うべき事の理解
教育支援委員会、チームは 適切な判断ができる資料の助言
校内委員会は(助言・判断以前に) 自前で提案する体制構築

LD・ADHD等 教育的対応判断について

A保護者本人から医療機関の診断報告を受けた場合

⇒学校でその病状・症状について教育的対応を行う

(教育支援委員会には報告)

B医療機関の診断がなく、本人保護者・学校が教育的対応を望む場合

(教育的対応をすべきか悩む場合を含む)

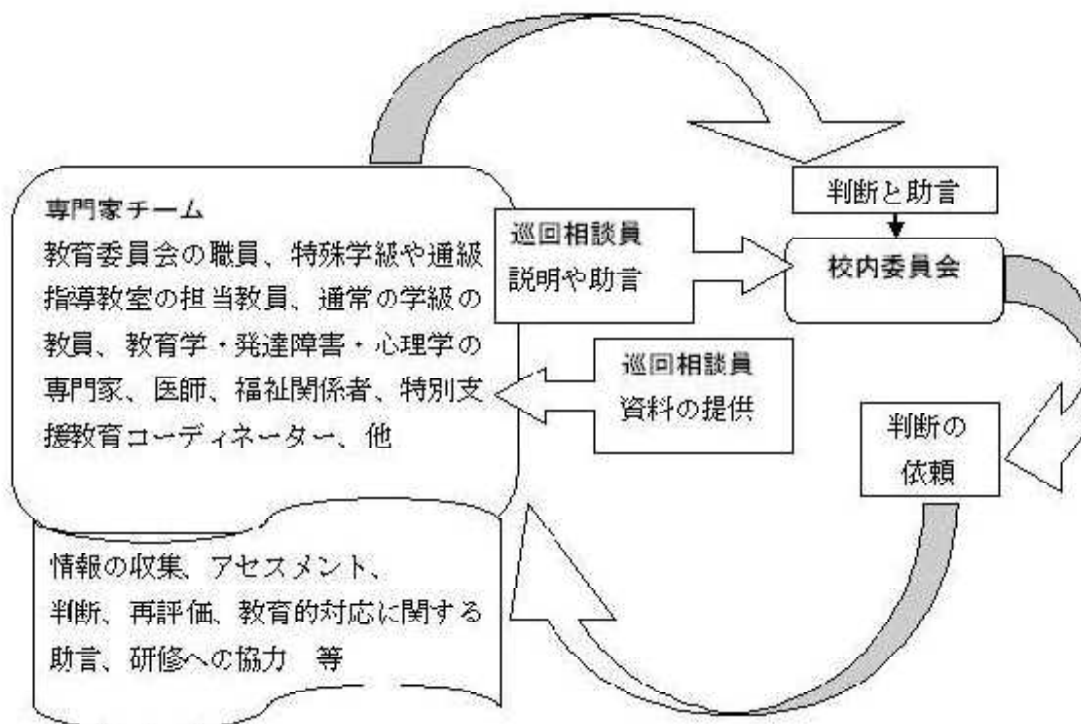
⇒教育支援委員で検討し、必要に応じて専門家チームで判断する

(教育的対応の判断、医療受診の勧め、校内や保護者への説明支援、)

C本人保護者・学校がLD等の対応を希望せず、判断に悩まない場合

⇒教育支援委員会で特に提案を受けた場合に協議を行う

校内委員会からの提案資料は、判断基準概略に基づき作成する



○ 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

- 2 -

祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。なお、特別支援教育の基本的考え方である、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うという方法を、障害のある子どものみならず、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも適用して教育を行うことは、様々な形で積極的に社会に参加・貢献する人材を育成することにつながり、社会の潜在的能力を引き出すことになると考える。

第二に、障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。それが、障害のある子どもが積極的に社会に参加・貢献するための環境整備の一つとなるものである。

そして、第三に、特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。これは、社会の成熟度の指標の一つとなるものである

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1325881.htm

教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）

専門家チーム用

1. 専門家チームの目的と役割

(1) 目的

専門家チームは、学校からの申し出に応じてLD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断と対象となる児童生徒への望ましい教育的対応について専門的な意見の提示や助言を行うことを目的として教育委員会に設置されるものです。LD、ADHD、高機能自閉症ではないと判断された場合、あるいは他の障害を併せ有するような場合にも、どのような障害あるいは困難さを有する児童生徒であるかを示し、望ましい教育的対応について専門的な意見を述べることで期待されています。

(2) 役割

専門家チームの役割としては、次のようなことが求められます。

LD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断

児童生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示

学校の支援体制についての指導・助言

保護者、本人への説明

校内研修への支援 等

学校に対して適切な支援を行うためには、校内の窓口となるコーディネーター等との連携を深めるとともに、巡回相談員と有機的・効果的に連携協力していくことが大切です。

(3) 構成員と規模

専門家チームは、教育委員会や特殊教育センター等における専門家による相談機関と位置付けられます。

構成員

チームは、教育委員会の職員、特殊学級や通級指導教室の担当教員、通常の学級の担当教員、盲・聾・養護学校の教員、心理学の専門家、医師等での構成が考えられます。さらに、福祉関係者、保健関係者、対象となる児童生徒が在籍する学校の特別支援教育コーディネーター、保護者等が必要に応じて参加できるシステムにしておくことにより、的確で具体的な対応の内容・方法を示すことができると考えられます。対象となる児童生徒の状態や学校のニーズに応じて会議を随時開催できるようなチームを構成するためには、構成員の数が多くなりすぎないように考慮することも大切です。

各地域におけるLD、ADHD、高機能自閉症について専門的知識を有する者については、「特

別支援教育ネットワーク推進委員会」を構成する関係団体に問い合わせてみるができます(p13,14参照)。

チームの規模

地域規模や資源、対象児童生徒、緊急性に応じて柔軟に考えていくことが大切です。都道府県に一つだけ設置されている場合は、学校と専門家チームの情報交換が時機を逃すことなく行うことが難しくなることが多いようです。的確な判断と学校や地域の実態に応じた教育的対応の内容を示すためには、対象の児童生徒が在籍する学校での行動観察や保護者との面談が必要となる場合もあります。学校や保護者のニーズに応えることができるようにするためには、教育事務所単位や市区町村単位等でチームを構成することが考えられます。会議開催のための日程調整、必要な情報の収集、メンバーの意見の集約等、実務的な作業も多々ありますので、機動力のあるチームを構成することによって、専門家チームの機能が発揮されるようにすることが大切です。

2. LD, ADHD, 高機能自閉症の判断

(2) 配慮事項

一度LD等の判断が行われた後(判断されなかった場合も含めて)も、定期的な見直しを行うことができる体制を作っておくことが必要です。これまで判断が行われた事例の中にも、障害の状態が変化していく場合があること、年齢段階によって必要とされる支援の内容が変化していくことが予測されることから、判断と助言の内容を見直していくことができるような体制にしておくことが望まれます。

また、判断と助言に基づいた教育的支援が、学校でどのように実施されているのか、どのように効果をあげているかなどを追跡評価していくことも専門家チームの役割です。

3. 判断と助言のまとめ方

(1) 専門家チームの意見の内容

専門家チームは、対象となる児童生徒の状態について判断の結果を示しますが、併せて、判断の根拠についても報告することが重要です。また、児童生徒の特性とその特性の生かし方、支援の方法や配慮事項についても伝えることが大切です。

(2) 学校への助言

支援の方法については、学校において、教科の学習や学校生活の中に具体的に位置付けられる内容でなくてはなりません。各教科の授業場面や係活動、休み時間などの学校生活の中で、担任が中心となって実行できる対応について、できるだけ具体的に示すことが大切です。専門的意見をまとめた報告書の作成例については、資料6(P105～108)を参照してください。

口頭での説明が必要な場合もありますが、この場合、巡回相談員が専門家チームの構成員であれば、巡回相談員が判断結果と助言の内容を説明することが望ましいといえます。

必要に応じて、学級経営、指導形態、指導方法など可能な校内支援体制への工夫についても助言します。

これらの助言を行う際は、学校で作成されていく個別の指導計画へとつながるような内容であることが大切です。

(3) 巡回相談員への助言

専門家チームによる専門的意見等を巡回相談員に伝え、巡回相談員が各学校を支援する際に役立てることが大切です。

(4) 保護者への助言

児童生徒の特性の説明だけではなく、家庭で実行できるような配慮事項を具体的に伝えます。保護者が児童生徒の状態を理解し、家庭の中でできる配慮を意欲的に取り組むことができるよう助言します。ADHD等の判断がなされた場合は、必要に応じて専門医がいる医療機関を紹介し、受診するように勧めていきます。